

【資料2】

(仮称) ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方に関する パブリックコメントの結果について

(仮称) 品川区ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方について、パブリックコメントを実施した。その結果について、報告する。

- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| 1. 募集期間 | 令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで | |
| 2. 応募方法 | 電子申請、郵送、男女共同参画センターへの持参、FAX | |
| 3. 意見応募状況 | 応募総数74人(内訳:電子申請65人、持参1人、FAX8人) 意見件数65件 | |
| 4. 主な意見 | 裏面のとおり | |
| 5. 結果公表時期 | 令和6年2月1日(予定) | |
| 6. 公表方法 | 広報しながわ2月1日号(予定) 区ホームページ 男女共同参画センターおよび区政資料コーナー | 概要のみ 資料閲覧 資料閲覧 |

【主な意見・要望】

| 条例について | |
|----------------|---|
| No. 6 他 6 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国でも稀有なジェンダー平等が実現されている自治体になること、そしてベストプラクティスとして全国の模範となるよう PR 活動を十分に行うこと。 ・ジェンダー平等への条例制定を歓迎する。これからちょうどいい落としどころを見つけていく時代になると思う。 ・少しずつジェンダーについて考える機会が増えてよかったと思う。 |
| No.2 他 28 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー論は現実から乖離し急進的で、マジョリティの生活や価値観を攻撃しがち。結果、女性が被害を被る構造が多い。 ・なぜジェンダー平等を品川区の条例で謳う必要があるのか、わからない。 ・区として取り組むべき課題の順序を完全に間違えている。障害者福祉施策の改善など、先に手を打つべき課題があるのではないか。 ・各年代の発達に合わせた、科学的根拠に基づく適切な性教育なしにジェンダー平等などありえない。条例の前に教育！ ・日本にこのような条例は不要と思う。基本、差別はない。問題は、正確な情報と共有。 |

| 条例名称について | |
|--------------|---|
| No.32 | ・ 条例名称はジェンダー平等ではなく、「男女同権」としてほしい。 |
| No.34 | ・ タイトルは簡潔に。「全ての人間の human rights を尊重し、誰もが平等で公平な社会の実現」のほうが伝わりやすい。 |
| No.47 | ・ 条例名に「ジェンダー平等」が入る例は少なく先駆的である。条例名称にも入れてほしい。 |
| No.52 | ・ 第2回検討会で出されていた「女性や多様な性を尊重し合い、誰もが公平な社会を実現するための条例」には賛成。 |
| No.65 | ・ 「女性および男性ならびに多様な性を尊重し合い、誰もが公平で平等な社会を実現するための条例」が「ジェンダー平等を推進するための条例」に変わったが、前のほうがいい。 |
| 基本理念等について | |
| No.61 | ・ 『品川区が目指す姿「ジェンダー平等社会の実現」』のうち、『排除されることの「ない」社会』と、『差別や暴力を受けることの「ない」社会』に使われている「ない」という否定的な表現を、肯定文の形で主張すべきではないかと思う。また、「暴力を否定する」のほうが、より社会における不当な不平等や、力にものを言わせる暴力を強く否定する姿勢を表せるのではないかと思う。 |
| No.21 | ・ 基本理念①を「個人の性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害」に改められたい。この条例で定める【定義】の中に「配偶者暴力等」および「ハラスメント」の説明をもうけ、これらの用語がいずれも「個人に対する言動・行為のうち、当該個人の人権を侵害するもの」を指すと明記されたい。 |
| No.61 他1件 | ・ 基本理念①の性別に関する説明について、生まれたときに割り当てられた性というよりは、「生まれ持った性」とするほうが妥当だと思う。 ・ 生まれたときに割り当てられたというのは不正確。生物学的性別等とするべき。 |
| No.26 | ・ 基本理念の②多様な生き方の選択と③平等な参画機会の確保、⑦女性のエンパワーメントは削除すべき。男女の賃金格差が生じている問題は、女性の消極的選択に基づくものが多く、機会の不平等によるものではない。 |
| No.36 | ・ 基本理念③平等な参画機会の確保について、ただ機会を平等に用意するのではなく、女性や性的マイノリティーを優遇するようなアファーマティブアクションをとることが必要だと感じた。 |
| No.34 | ・ 基本理念⑤リプロダクティブライツ/ヘルスについて、トランスジェンダーを含めると社会の混乱をうむので、女性（必要なら生物学的な女性）という文言を付けてほしい。 |
| No.26 | ・ 判断力が未熟な子どもに対して、アイデンティティに係る事象を、誘導的に教育するべきではない。大人になってから向かい合うべきであり、基本理念⑥から”学校教育“の文言は削除すべき |

| | |
|------------------------|--|
| No.61 | <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーの説明について、「取捨選択し、適切に利用して発信する能力」または「適切に取捨選択し発信する能力」とすべきではないか。 |
| 女性のエンパワーメントについて | |
| No.18 他 3 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・トランス女性を女性として参画させることで身体女性への性差別が透明化することを懸念している。女性は出産し、育児の負担が多くなりやすい生物学的・社会的構造がある。差別は女性の身体性から発生しているのに同列に扱って良いのか。その部分をどうクリアしていくのか明確にしてほしい。 ・女性のエンパワーメントや附属機関における委員構成比から「ジェンダーアイデンティティに基づく女性」の文言を削除してほしい。 |
| 教育について | |
| No.39 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校にて、産婦人科医等を講師として包括的性教育をきちんと学べる授業を提供してほしいと思う。 |
| No.51 | <ul style="list-style-type: none"> ・包括的性教育の推進にあたって、教育委員会の考え方にも大きく左右されると思われる。各方面との話し合いも積極的に行ってほしい。 |
| ジェンダーアイデンティティ（性自認）について | |
| No.16 他 2 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・カタカナを多用して、高齢者などにわかりにくくしているのか。ジェンダーアイデンティティは「性別自認」としたほうがわかりやすい。 ・ジェンダーアイデンティティの定義をわかりやすく、明快に区民に説明してほしい。 |
| No.13 他 11 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーと肉体的性別は分けて考える必要があるので、男性器を有する人はどのようなジェンダーであっても肉体的女性の専用スペース（浴場、トイレ、更衣室、授乳室）の立入りは許されてはいけないと思う。 ・「ジェンダーアイデンティティ＝性自認」と捉えているとすれば、非常に大きな問題で、性別や性的指向と同列に取り扱うべきではない。性自認を性別と同等に扱えば多くの問題が生じることは容易に想像できる。トランスジェンダー女性による公衆トイレ、公衆浴場の利用の是非については議論の途上にあり、大半の女性が不安や恐怖を感じている。現段階では、ジェンダーアイデンティティに基づく男女の平等までを条例に盛り込むことは百害あって一利なしである。 |
| No.43 | <ul style="list-style-type: none"> ・LGBT 理解増進法や憲法第 13 条に準じ、「性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティの尊重で人権の衝突が起こった場合、公共の福祉に反しないよう調整し、全ての国民の安心に留意する。」という文言を記載する。 |
| 区民等の責務等について | |
| No.34 | <ul style="list-style-type: none"> ・理解・役割・協力を責務にしたのは重過ぎる内容である。区民の理解をまず最優先し、段階的に改正していくことが望ましい。情報弱者にむけていかに浸透させるか具体策を検討してほしい。 |

| | |
|----------------------|--|
| No.40 | <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者の責任」を追加することを提案する。困難に立ち向かうため、子どもたちの理解者として、最も寄り添ってあげなければならないのは保護者であり、性的マイノリティの子どもたちが保護者にカミングアウトした際に、保護者には拒絶や偏見を持たずに子どもたちに理解を示し、接する責任があると考える。 |
| 禁止事項について | |
| No.18 他 2 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・「アウトティング禁止」は、例えば、トランス女性に女性トイレや女性更衣室を使わせないのはアウトティングにつながるから差別ということにつながりかねない。「禁止」という強い言葉ではなく「可能な限り善処」するにしないと、施設管理者がトイレや更衣室の運用に困ることになる。 ・女装をし女性スペースに侵入する人に性別を確認する、そしてお互いに穏便に退出してもらおう。そんなことすらできなくなる。アウトティングは身体女性の安全を侵してまで条例などで禁止するようなことではない。 |
| No.23 | <ul style="list-style-type: none"> ・同性愛当事者としてこのような条例ができるのに非常に息苦しさを感じる。特に、アウトティングの禁止については、秘密にしておくことが道義的に望ましい優しさであるのは間違いないかもしれないが、一方的に告げただけで相手を秘密に巻き込める、押し付けられるものだろうかと思う。これでは当事者が腫れ物みたいに扱われるような世の中になってしまうように思えてならない。ぜひ考え直しを。 |
| 情報の発信・流通にあたっての配慮について | |
| No.21 他 2 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・「人権侵害に当たる表現」との記載を「特定個人への人権侵害に当たる表現」に改められたい。 ・エンターテイメント表現は現存しない者について表現するケースがほとんどである。現存しない者については人権が存在せず、現存しない者に対する行為・言動の表現は如何なる内容であれ「人権侵害」には該当しない。よって、現存しない者に対する表現は、「人権侵害」に含まれないことを明示するべき。また、この条例で根絶を目指し禁止する「人権侵害」には、特定の属性集団に対する権利等の侵害が含まれないことを明確にすべきである。 ・本条例は現実の被害を根絶することを目指すべきであり、フィクションの産物である創作物への規制を正当化したり、推進するようなものとするべきではない。 |
| No.42 | <ul style="list-style-type: none"> ・憲法第 21 条の表現の自由との兼ね合いが取れないのではないかと。単なる風紀取締りのために利用されないかと心配である。 |
| 審議会等における男女構成比について | |
| No.19 他 2 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女構成の均衡に性自認を盛り込まないでほしい。盛り込むのであれば生来男女枠と T 男女枠を新たに作り均等に数を割り振るべき。そうでなければ生来の性別に（主に生来男性）に偏らせることを是として |

| | |
|-----------------|--|
| | いると思う。 |
| No.51 | ・意思決定の場に女性をふやす視点から、推進会議メンバーは男女同数に。また、LGBTQ当事者の参加が望ましい。 |
| 苦情・相談の申出・対応について | |
| No.41 | 有権者に意見を求めない場合、区長による苦情や相談への返答は、十分なものになりうるのかどうか疑問である。どのような苦情や相談にしる、必ず第三者である専門家、もしくは性的マイノリティ当事者の方の協力を得て、対応していくことによって、より良い「ジェンダー平等を推進するための条例」になっていくのではないかと考える。 |
| No.54 | ぜひ苦情処理委員会の設置をしてほしい。 |
| その他 | |
| No.11 | 男性に対する施策が少ない。女性、男性、若者、子ども、障害者それぞれが何に困っているのか、課題を見つけ、政策に反映してもらいたい。そのために当事者の声を聞くことが大事。 |
| No.36 | 男性の権利にも同じように目を向けるべき。 |
| No.47 | 男女共同参画センターについて相談・支援、市民の活動拠点として条例に明記すること。 |